

令和4年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年7月29日(金)

高松サンポート合同庁舎

北館第1会議室

出席者	公益側	東、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村、廣瀬
	使用者側	窪田、友國、濱田、渡部

議 題 (1) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定
の必要性の有無について(諮問)

(2) その他

○賃金室長

皆さんお揃いですので、ただ今から、令和4年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は、新型コロナウイルス感染症新規感染者数の増加により参集とオンラインの同時開催となっております。

委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また、大変暑い中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、籠池委員と綾田委員の2名が欠席されており、13名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

開催にあたり、松瀬労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○松瀬労働局長

一言ご挨拶申し上げます。

本日は、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることを受けて、急遽、参集とリモートによる開催とさせていただきます。

一部、ご不便なところもあるかと思いますが、ご了承ください。

本日、中央最低賃金審議会の目安答申を伝達させていただく見込みでしたが、本年度は特にしっかり議論を尽くすということで、未だ議論が終結せず、答申が示されておりません。

一方で、香川地方最低賃金審議会においても、第1回本審で各委員に承認いただきました「令和4年度最低賃金の審議の進め方等について」のとおり、専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標としていただいております。また、香川県最低賃金の効力発生日は令和4年10月1日を努力目標としていただいていることなどから、来週8月3日にも第4回本審を開催させていただきます。目安の伝達をさせていただきますと思います。

短い期間での議論となりますが、しっかりと議論を深めていただき、全会一致での答申をいただきますようお願いいたします。

また、本日は、香川県内4つの特定最賃のうち、3つについて改正の必要性の有無について諮問させていただきますのでご審議をお願いいたします。

なお、冷凍調理食品製造業最低賃金については、必要な要件を満たさなかったため、本年度においては諮問することができませんでした。

関係労使におかれては、こういったあり方が望ましいのか等について、来年度以降、お考えいただければと思います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書(写)」

でございます。

不備はございませんでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

それでは、議題1の「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。

まず、資料等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

資料No.1の3つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。

今回の申し出は、3業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

今年度、香川県内の4つの特定最低賃金について申し出がありましたが、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金につきましては、最低賃金の適用を受ける労働者の合意が概ね3分の1以上という申出要件を満たしておりませんでした。

よって、今年度は改正決定の必要性の有無の諮問には上がっておりませんことをご報告いたします。

以上でございます。

○柴田会長

このことにつきまして、大島委員からご発言があると伺っておりますがいかがでしょうか。

○大島委員

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

今年度の冷凍調理食品製造業の特定最賃の申出でございますが、私ども労働側といたしましては、例年どおり申出をいたしました。

今回、特定の企業において、半数の工場が閉鎖され、それに伴いまして、通勤事情等でほとんどの有期契約労働者が離職を余儀なくされたというものでございます。

企業内の工場が半分なくなるという非常事態があるというようなことの理解をお願いしながら、今回は申出をさせていただいたということであります。

さらに、今回の部分で言いますと、前出の企業内の工場が半分閉鎖され従業員の大多数が離職を余儀なくされたという状況により、冷凍調理食品製造業だけが、適用除外労働者数が昨年までの1,000名を超える数字から半減するような600名というように半減しているという異常事態、異常数値が出たのではないかと考えております。

多くの従業員が退職するというところで、統計学的にも瞬間最大風速的な数値の変動が出たんだろうというように考えております。

昨年まで2,000名を前後するような適用労働者数だったものが、今年度はその影響上から約1割以上上がった2,200名以上の適用労働者数になってしまったというような状況が散見されておったということになります。

このような状況の中で対応していくということは、一朝一夕ではできるものではなかったということでございます。

そのため、申出をしました労働者数が残念ながら概ね3分の1を満たすことができなかったということになっております。

この適用除外労働者数について、次年度から急激な減少等異常時の場合には精査し、理由を開示しつつ、労働者側に納得のいく説明が必要であるというように感じております。

このような状況ではありますが、今回は残念ながら日本で唯一の特定（産業別）最低賃金である冷凍調理食品製造業においては申出を断念せざるを得ないというふうに判断しております。

しかしながら、先ほど局長からもありましたように、来年度に向けてはそれぞれの企業、組合への働きかけ等を行いながら、再度この産業に従事する適用労働者数の概ね3分の1程度を確保できる体制を整えていく所存でございます。

来年度につきましては、日本で唯一の冷凍調理食品製造業における特定（産業別）最低賃金の場を設けることにより、この産業における公正競争の確立と産業の健全な発展に寄与する論議が行われるようにしていきたいと考えております。

その時には是非対応のほどをよろしくお願いしたいとこういふふうに思っております。

ありがとうございました。

○柴田会長

ご意見、ありがとうございます。

それでは、引き続き事務局、お願いします。

○賃金室長

それでは、3つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長へ「改正決定の必要性の有無について」の諮問文をお渡しします。

（局長から、諮問文を会長へ手交）

○柴田会長

事務局から諮問文写しを各委員に確認してもらってください。

（各委員へ諮問文（写）を配布、オンラインにて画面共有）

○柴田会長

皆さんご確認いただけたでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長

各諮問文の別添の申出書は、配付済資料と同じですので省略しております。

それでは読み上げます。

まず、機械です。

香労発基 0729 第 1 号

令和 4 年 7 月 29 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 5 日付けをもって申出者タダノ労働組合執行委員長 中村 亨 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続いて船舶です。

香労発基 0729 第 2 号

令和 4 年 7 月 29 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 4 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支

部執行委員長 中塚隆明、J A Mマキタ労働組合執行委員長 朝國智之 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

最後に電気です。

香労発基 0729 第 3 号

令和 4 年 7 月 29 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 6 日付けをもって申出者電機連合東四国地方協議会香川地域協議会議長 門 裕介 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の局長からの諮問に対して、何かご意見、ご質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、この 3 つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることにいたします。

この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認、報告されました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の(1)によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしく願いいたします。

以上のことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

○柴田会長

事務局からその他何かございますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

WEBの方は、そのまま引き続き退出せずにしばらくお待ちください。

○柴田会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ありませんか。

○立石委員

先ほど局長から、目安が出なかったのが最初に定めた日程が変更されたというお話がありました。

日程の変更については、会長さんから出されるべきなのでしょうか、それとも事務局から出されるべきなのでしょうか。

教えていただければと思います。

○賃金室長

今回は、事務局の方で調整をして、会長に諮って了解を得て、こ

ちらの方から出させていただいたということになります。

○立石委員

会長から出されたということですね。

審議のスケジュールについて、この先もまたいろいろとあると思いますが、その場合、一体どこで、どの場で、どのようにするのがいいのかがわからなくて。

○賃金室長

今回このような途中で日程を変更するという事は初めてなこともあり、事務局もそのあたりの手続きに不備があったかもしれません。

○柴田会長

今回予備日で日程的にはご対応させていただいています。

会議の中身や内容の変更などについて事務局から皆さまに確認していただいたということでございます。

いずれにしても、今回のような形でまた日程変更のお伺い等をさせていただくということになります。

○立石委員

そうですね。

できればそのあたりどうなっているかというのを調べてもらえたら助かるのですが。

今後またこのようなことが起こりうるかもしれませんので。

○柴田会長

では、事務局の方でそのあたりを確認していただくということにしましょうか。

○大島委員

まあ多分ですね、立石委員が言いたかったことは、今中央で最低賃金の高さの問題について審議が行われており、労使で、関係労働側と経営側で議論を尽くした中で最後の解決を求めていきたいというお話がありました。

では、地方の方はどうなのか、目安だけ見ながらきちっと議論が本当にできていくのだろうかと思うんですね。

そういった意味合いでは、やはり香川県の最低賃金としてどういう高さがふさわしいのかという部分を、きちっと経営側の方々と労働側、そして公益の皆さんと一緒に議論を尽くしていくということがより重要な部分であるのですが、このような日程となると、やりにくくなるのではないかなと、おそらくそういうことをお聞きしたんだと思います。

中央の方が、7月中に出してもらわないと、8月タイトなスケジュールになっちゃいますから。

そういった意味合いでは、中央は中央で議論を尽くすことも必要ですけども、やはり地方のことも考えながら、地方でも議論が尽くせるように是非ご努力願っていただきたいという部分を言ったのだと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

○柴田会長

例年どおりに議論はきちんと行うということでよろしいですね。決して議論を省略するというようなことはございません。

○立石委員

今、会長からお言葉をいただいたので、結構です。

○柴田会長

では他よろしいでしょうか。

それでは第3回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――